条　例　等　立　案　表

題　名 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則	課（室）名 教職員課
	担当者名 岡本　恵美子
	電話番号 三一一八

提案理由

幼保連携型認定こども園制度の開始及び免許状更新講習の見直しに係る免許状更新講習規則の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

あらまし

一　免許状更新講習を受講できる者を改めることとした。

二　様式第十号の五㈡、様式第十号の九㈡及び様式第十号の十㈡を改めることとした。

三　この規則は、平成二十七年四月一日から施行することとした。ただし、二については、平成二十八年四月一日から施行することとした。

予算上の措置

関係法令等

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）

免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成二十六年文部科学省令第二十九号）

法令審査会　要・否

徳島県教育委員会規則第　　号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月　　日

徳島県教育委員会

委員長　松　重　和　美

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第二項第二号中「及び高等学校」を「、高等学校又は幼保連携型認定こども園」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三　県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

様式第十号の五(裏)を次のように改める。

（裏）

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

1　更新しようとする免許状の写し，授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書）の写しのいずれかを添付してください。

2　更新しようとする免許状が上記以外にある場合，残余の免許状については，別紙に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年　月　日	
選択必修領域		年　月　日	教・養・栄
選択領域		年　月　日 年　月　日 年　月　日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考

1　開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。

2　「対象免許種」には，教諭（幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習であれば「教」，養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」，栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入してください（複数に○印を記載することも可能）。

3　平成２８年３月３１日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化，教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に，「教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に，それぞれ記入してください。

様式第十号の九(裏)を次のように改める。

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

1　所有している免許状の写し，授与権者が発行する授与証明書，更新講習修了確認証明書の写し又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成１９年法律第９８号）附則第２条第３項第３号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書，修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）の写しのいずれかを添付してください。

2　有する免許状が上記以外にある場合，残余の免許状について，別紙に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年　月　日	
選択必修領域		年　月　日	教・養・栄
選択領域		年　月　日 年　月　日 年　月　日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考

1　開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。

2　「対象免許種」には，教諭（幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習であれば「教」，養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」，栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入してください（複数に○印を記載することも可能）。

3　平成２８年３月３１日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化，教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に，「教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に，それぞれ記入してください。

様式第十号の十㈠を次のように改める。

（裏）

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

1　所有している免許状の写し，授与権者が発行する授与証明書，更新講習修了確認証明書の写し又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成１９年法律第９８号）附則第２条第３項第３号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書，修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）の写しのいずれかを添付してください。

2　有する免許状が上記以外にある場合，残余の免許状について，別紙に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了（履修）年月日
必修領域		年　月　日
選択必修領域		年　月　日
選択領域		年　月　日 年　月　日 年　月　日

備考

1　開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。

2　平成２８年３月３１日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化，教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に，「教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に，それぞれ記入してください。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、様式第十号の五(裏)、様式第十号の九(裏)及び様式第十号の十(裏)の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（新旧対照表）

○教育職員免許に関する規則　◆平成元年五月二十五日徳島県教育委員会規則第十号

（改正案）

（免許状更新講習を受講できる者）

第六条の四　（略）

２　更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一　（略）

二　県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の理事

三　県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

様式第１０号の５（第６条の２関係）

（表）

有効期間更新申請書

（略）

（裏）

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考　（略）

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年　月　日	
選択必修領域		年　月　日	教・養・栄
選択領域		年　月　日 年　月　日 年　月　日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考

１　（略）

２　（略）

３　平成２８年３月３１日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化，教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に，「教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に，それぞれ記入してください。

様式第１０号の９（第６条の３関係）

（表）

（現行）

（免許状更新講習を受講できる者）

第六条の四　（略）

２　更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一　（略）

二　県内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を設置する学校法人の理事

（新設）

様式第１０号の５（第６条の２関係）

（表）

有効期間更新申請書

（略）

（裏）

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考　（略）

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化，教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年　月　日	
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年　月　日 年　月　日 年　月　日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考

１　（略）

２　（略）

（新設）

様式第１０号の９（第６条の３関係）

（表）

更新講習修了確認申請書

（略）

（裏）

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考　（略）

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年　月　日	
選択必修領域		年　月　日	教・養・栄
選択領域		年　月　日 年　月　日 年　月　日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考

1　（略）

2　（略）

3　平成２８年３月３１日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化，教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に，「教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に，それぞれ記入してください。

更新講習修了確認申請書

（略）

（裏）

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考　（略）

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化，教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年　月　日	
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年　月　日 年　月　日 年　月　日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考

1　（略）

2　（略）

（新設）

様式第１０号の１０（第６条の３関係）

（表）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則2条第3項第3号の確認申請書

（略）

（裏）

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考　（略）

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日
必修領域		年　月　日

様式第１０号の１０（第６条の３関係）

（表）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則2条第3項第3号の確認申請書

（略）

（裏）

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考　（略）

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	開設者	修了(履修)年月日
教職についての省察並びに子どもの変化，教育政策の動向及び学校		年　月　日

選択必修領域		年　月　日
選択領域		年　月　日 年　月　日 年　月　日

備考

1　開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。

2　平成２８年３月３１日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化，教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に，「教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に，それぞれ記入してください。

の内外における連携協力についての理解に関する事項		
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年　月　日 年　月　日 年　月　日

備考

1　開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。

（新設）

（別紙）

教育職員免許に関する規則の一部改正について

教職員課

1　「幼保連携型認定こども園」制度開始に伴う改正

（１）規則改正の背景

○改正認定こども園法の施行により，「学校及び児童福祉施設として法的位置づけを持つ単一施設」としての新たな「幼保連携型認定こども園」が創設。

○その中心職員である「保育教諭等」については，「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則となり，その者が持つ「幼稚園教諭免許状」は，教員免許更新制の対象となった。

以上により，関係法令が一部改正された。

（２）改正点

関係法令が一部改正されたことに伴い，教育職員免許に関する規則（以下「規則」という。）に定める「免許状更新講習を受講できる者」の改正を行う。

○子ども・子育て支援法及び改正認定こども園法施行に伴う私立学校法の一部改正に伴い，「県内の幼稚園，小学校，中学校及び高等学校を設置する学校法人の理事」に，「（県内の）幼保連携型認定こども園（を設置する学校法人の理事）」を追加。

○免許状更新講習規則の一部改正に伴い，「県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事」を追加。

【関係法令抜粋】

（※＿＿＿改正条文，～～～関係条文）

免許状更新講習規則

（講習を受講できる者）

第九条　免許法第九条の三第三項第一号に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者は，次に掲げる者であって，普通免許状若しくは特別免許状を有する者，普通免許状に係る所要資格を得た者，教員資格認定試験に合格した者，免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

一　（略）

二　指導主事，社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

三　国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で，前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

イ～ロ（略）

ハ　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ニ　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）　（追加）

【参考】教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十五号）

（免許状更新講習）

第九条の三　（略）

３　免許状更新講習は，次に掲げる者に限り，受けることができる。

一　教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六七号）

第十五条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」を加える。

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

第二条　この法律において「学校」とは，学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。

２　（略）

３　この法律において「私立学校」とは，学校法人の設置する学校をいう。

第三条　この法律において「学校法人」とは，私立学校の設置を目的として，この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

2　免許状更新講習の見直しに係る改正

（１）規則改正の背景

○教員免許更新制度は平成２１年４月の導入後５年を経過した後に，免許状更新講習に係る制度について検討を加え，必要に応じて所要の措置を講ずることと規定。
○教員免許更新制度の改善に係る検討会議による「教員免許更新制度の改善について（報告）」（平成26年3月18日）における提言を踏まえた免許状更新講習の枠組み及び内容についての改正を行う。
○「必修領域」の内容及び時間数（12時間→6時間）の見直しを行い，適時に現代的な課題を学べるよう，学校種・免許種等に応じた「選択必修領域」（6時間）を導入する。
以上により，免許状更新講習規則が一部改正された。

（２）改正点

免許状更新講習規則が一部改正されたことに伴い，規則に定める様式（第10号の5（裏），第10号の9（裏）及び第10号の10（裏）【修了又は履修した免許状更新講習】）の改正を行う。

・様式10号の5　　新免許所持者の有効期間更新申請書
・様式10号の9　　旧免許所持者の更新講習修了確認申請書
・様式10号の10　旧免許所持者で既に修了確認期限を経過した者が更新講習修了確認を行う申請書

【免許状更新講習規則抜粋】

（講習の内容）

第四条　免許法第九条の三第一項第一号 に規定する文部科学省令で定める事項は，次の表の上欄に掲げる領域に応じ，それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし，同条第二項に規定する免許状更新講習の時間の内訳は，同表の下欄に掲げる時間とする。

領域	事項	時間
必修領域	イ　国の教育政策や世界の教育の動向 ロ　教員としての子ども観，教育観等についての省察 ハ　子どもの発達に関する脳科学，心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。） ニ　子どもの生活の変化を踏まえた課題	六時間以上
選択必修領域	イ　学校を巡る近年の状況の変化 ロ　学習指導要領の改訂の動向等 ハ　法令改正及び国の審議会の状況等 ニ　様々な問題に対する組織的対応の必要性 ホ　学校における危機管理上の課題 ヘ　教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。） ト　進路指導及びキャリア教育 チ　学校，家庭並びに地域の連携及び協働 リ　道徳教育 ヌ　英語教育 ル　国際理解及び異文化理解教育 ヲ　教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等） ワ　その他文部科学大臣が必要と認める内容	六時間以上
選択領域	幼児，児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導の課題	十八時間以上
備考　必修領域とは，全ての受講者が受講する領域をいい，選択必修領域とは，受講者が所有する免許状の種類，勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ，選択して受講する領域をいい，選択領域とは，受講者が任意に選択して受講する領域をいう。		

3　施行期日

平成２７年４月１日施行
（免許状更新講習見直しに係る様式改正は，平成２８年４月１日施行）

免許状更新講習規則　附則（平成二十六年文部科学省令第二十八号）

1　この省令は，平成二十八年四月一日から施行する。ただし，第九条の改正規定は，子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。
（略）